

新潟市 文化芸術活動の実施に関する 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

作成：新潟市・アーツカウンシル新潟

令和 2 年 7 月 1 日初版

令和 2 年 9 月 25 日改訂

令和 2 年 12 月 1 日改訂

令和 3 年 3 月 1 日改訂

令和 3 年 5 月 1 日改訂



New Lifestyle. New Niigata

さあ、新しい日常へ。



目次

| | |
|--|-----|
| 1. はじめに | …01 |
| 2. 本ガイドラインの位置づけ | …02 |
| 3. 感染防止のための基本的な考え方 | …03 |
| 4. 具体的な対策 | |
| I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等) | |
| (1)施設管理・運営者(従業員を含む)が留意すべき事項 | …04 |
| (2)事業(公演、展覧会、イベント等)主催者が留意すべき事項 | …06 |
| ※(2)に加えライブハウス等において留意すべき事項 | …10 |
| II. 文化芸術団体の練習、稽古 | |
| (1)文化芸術団体の構成員、参加者が留意すべき事項 | …11 |
| III. 各種教室、スタジオ(音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室等) | |
| (1)各種教室、スタジオ等を運営されている方が留意すべき事項 | …14 |
| ※(1)に加え舞踊(バレエ教室、ダンススタジオ等)において留意すべき事項 | …16 |
| 参考資料 | …17 |

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、「不要不急」という言葉に対して、文化芸術活動は日常生活に直接必要ではないという印象から、自粛しがちな雰囲気があります。

しかし、緊急事態宣言が出されて以来、人とコミュニケーションすること、協力し、理解しあうことが今まで以上に大切であることが再認識され、皆さまの文化芸術活動の重要性が高まっていることも事実です。今後、事態が中長期化するなかで、感染予防の対策をとりながら、皆さまの文化芸術活動の再開に向けて、何に注意し、配慮する必要があるのかを、このガイドラインにまとめました。

このガイドラインによって、可能な限り感染リスクを下げることはできますが、感染防止の取り組みには、現時点で「絶対」「間違いない」ということは誰も言えません。

このガイドラインを参考にいただき、個別の活動内容に応じて活用していただくようお願いいたします。

2. 本ガイドラインの位置づけ

本市では、令和2年4月16日に、緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、4月21日から5月10日まで文化施設等の臨時休館を行いました。施設の利用再開にあたり、来館者及び職員の安全を確保する観点から、『文化施設の利用に関するガイドライン』を作成し、施設ごとに対応マニュアルを整備しました。

本ガイドラインは、市民の皆さんに、安心して文化芸術活動を再開してもらうため、政府の『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び各文化芸術関連の業界団体等において示されたガイドラインを踏まえ、施設や事業の内容に応じてリスクマネジメントをしていただく上での基本的な考え方を示したものです。令和2年7月1日に策定し、これまで改訂を行っています（令和2年9月25日付、同年12月1日付、令和3年3月1日付、同年5月1日付）。引き続き、新潟県知事からの要請等を適切に踏まえ、感染拡大の情勢、周辺の発生状況等の環境に応じて、適宜判断し、活用してください。今後も、国等の対処方針の変更のほか、感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、適宜、ガイドラインの改訂を行っていきます。

本ガイドライン作成にあたり、新潟大学大学院医歯学総合研究科の齋藤玲子教授にご協力いただいています。

○ 令和3年5月1日付け改訂について

令和3年4月27日付で発出された「特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を踏まえ、収容率及び人数制限の緩和を適用する場合の条件等について、当面令和3年6月末までこれまでの取り扱いを継続する。

3. 感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルス発生当初から言われている「三つの密」

- ① 密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、
- ② 密集場所(多くの人が密集している)、
- ③ 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)

を最大限に避け、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を徹底していくことが大切になります。

その上で、「新しい生活様式」に記載されている一人ひとりの基本的な感染症対策を、主催者、参加者を問わず、関係者全員に周知徹底することが必要です。全員が「感染しない、感染させない」「正しく恐れ、行動する」という気持ちを持っていただきたいと思います。

新潟市新型コロナウイルスに関する文化芸術相談窓口

本市では、市民の皆さんの活動再開に向けた総合支援窓口（以下相談窓口）をアーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）に設置しています。

この相談窓口では、本ガイドラインをはじめ、国の経済支援や、県や市が実施する各種支援策、今後の団体の運営に関する助成金など、文化芸術活動に関する様々なご相談に、専門のスタッフが対応しています。まずはお気軽にご相談ください。

アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）

〒951-8062

新潟市中央区西堀前通六番町 894 番地 1 西堀六番館ビル 5階

電話：025-378-4690 fax：025-378-4663

E-mail:artscouncil@niigata.email.ne.jp

<https://artscouncil-niigata.jp/>

4. 具体的な対策

このガイドラインは、市内の文化芸術活動における留意すべき事項を、活動分野や対象ごとにまとめたものです。実際に活動する際に、チェックリストとして活用できるようになっています。

なお、関係者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合の対応については、別添資料1を参考にしてください。

I. 文化施設(劇場、ライブハウス、集会・展示施設等)

(1)【対象】施設管理・運営者(従業員を含む)

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|--|
| | ① 毎日の検温等により体調管理を徹底してください。 <ul style="list-style-type: none">発熱（平熱より0.5度以上高い熱）や、以下の症状があった場合、自宅待機をしてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 |
| | ② 勤務中のマスクの着用を義務化し、徹底してください。 <ul style="list-style-type: none">こまめなマスクの交換、洗浄を促してください。 |
| | ③ 入口及び施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな手洗い、消毒をしてください。 <ul style="list-style-type: none">消毒液は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。 |
| | ④ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。 <ul style="list-style-type: none">上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。 |
| | ⑤ 楽屋、練習室、会議室等の諸室の利用人数は、利用者間の対人距離を確保できる範囲での上限を検討してください。 <ul style="list-style-type: none">マスク着用を前提とし、利用者へ周知してください。特に飲食を伴う場合は、対面での会話や発声を控えるよう周知してください。諸室の利用にあたっては、環境に応じて適宜換気をするようにしてください。不明な場合は、「相談窓口」(2ページ参照)にお問い合わせください。 |
| | ⑥ 受付等、対面で対応を行う場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽するよう努めてください。販売等で、現金の受け渡しがある場合は、トレイを使用してください。 <ul style="list-style-type: none">(可能であれば) キャッシュレスでの支払いを促進してください。 |

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|--|
| | <p>⑦ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する際はマスクや手袋を着用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビニール袋、マスク、手袋は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。 |
| | <p>⑧ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。 ・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。（消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照） ・ 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。 |
| | <p>⑨ トイレで汚物を流すときは、トイレの蓋を閉めて流すよう、掲示物などで、注意を促してください。ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備してください。</p> |
| | <p>⑩ 気温の下がる冬場は、定期的な窓開け換気(※)などが疎かになり、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクが高まります。別添資料4「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を参考にして、十分な換気を行ってください。</p> <p>※印: 定期的な窓開け換気: 30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する</p> |

(2)【対象】事業(公演、展覧会、イベント等)主催者

| チェック | 留意すべき事項 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|--------------------------|---|--|------|-------------|---|--------------------------|---|--|---|-------------------------|--|
| | <p>① 政府発表のイベント開催の制限を踏まえ、人数及び収容人数の割合を遵守して、事業を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月1日現在の政府発表の制限は、以下の通りです。なお、感染拡大の状況によって、変更がある可能性があります。最新の動向については「相談窓口」(2ページ参照)にお問い合わせください。 <table border="1" data-bbox="309 600 1422 1093"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当面令和3年6月末まで</td> <td> 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※) </td> <td>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td>① 収容人数10,000人超⇒収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下⇒5,000人</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント </td> <td>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※印：「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱うことを可とする</p> | 時期 | 収容率 | | 人数上限 | 当面令和3年6月末まで | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※) | 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) | ① 収容人数10,000人超⇒収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下⇒5,000人 | | 大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント | 50%以内 (席がない場合は十分な間隔) | |
| 時期 | 収容率 | | 人数上限 | | | | | | | | | | |
| 当面令和3年6月末まで | 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの(※) | 100%以内 (席がない場合は適切な間隔) | ① 収容人数10,000人超⇒収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下⇒5,000人 | | | | | | | | | | |
| | 大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント | 50%以内 (席がない場合は十分な間隔) | | | | | | | | | | | |
| | <p>② 政府が示す条件(※別紙、チェックリストご参照)の対策を講じることとし、主催者は、チェックリストを事前に施設管理者に提出するなどして、双方で確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 先述の表以外の事業については、必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内としてください。 異なるグループ間では座席を1席(立席の場合は1m)空けてください。親子等の同一グループ(5名以内)では座席間隔を空ける措置は不要です。(その場合、収容率が50%を超えることもあります。) なお、高齢者や障がい者、持病のある方が多数来場すると見込まれる事業については、感染した場合のリスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。 | | | | | | | | | | | | |
| | <p>③ 発熱(平熱より0.5度以上高い熱)や、咳、咽頭痛等の症状がある人は来館、入場しないよう事前に告知してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> チケット販売時、ホームページへの掲載、施設内の掲示等により、事前に周知するよう工夫してください。 チケットの払い戻し等、不利益が生じないよう工夫してください。 | | | | | | | | | | | | |

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|---|
| | <p>④ マスクの着用を促し、徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記③と同様に、事前に周知するよう工夫してください。また、場内アナウンスにより着用を促してください。 ・ 着用していない場合の入場制限等、対処方法について、事前に関係者に周知してください。マスクを支給する、あるいはハンカチやタオル等で代替していただく等の方法があります。 |
| | <p>⑤ チケットや物品の販売を対面で行う場合等、人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するよう努めてください。現金の受け渡しがある場合は、トレイを使用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンラインでのチケット販売や、キャッシュレスでの支払いを促進してください。 |
| | <p>⑥ 入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公演主催者がチケットを目視で確認し、来場者が自分で半券を切って箱に入れるといった方式等、もぎりの簡略化も検討してください。 |
| | <p>⑦ 入場や受付を待つ際には、密にならないようお客様に行列位置を指定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1mの間隔を空けた整列を促し、人が密集しないよう声かけ、目印をつける等、工夫してください。 |
| | <p>⑧ 楽屋、練習室、会議室等の諸室の利用人数は、利用者間の対人距離を確保できる範囲での上限を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用を前提とし、利用者へ周知してください。 ・ 特に飲食を伴う場合は、対面での会話や発声を控えるよう周知してください。 ・ 諸室の利用にあたっては、環境に応じて適宜換気をするようにしてください。不明な場合は、「相談窓口」(3ページ参照)にお問い合わせください。 |
| | <p>⑨ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる場所を、最低限に減らしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パンフレット等配布物の手渡しは、配架したものをお客様ご自身でとっていただく等、最小限に抑えてください。 ・ ブランケット、イヤホンサービス等の物品貸し出しは、消毒の徹底等、十分な感染予防対策をとった上で行ってください。 ・ クロークサービスについては、必要最小限(コートや大型荷物のみ)の運用とし、取扱者はフェイスシールドや手袋を着用してください。 |
| | <p>⑩ 会場入口に手指の消毒設備(手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな消毒ができるようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒液は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。 |

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|--|
| | <p>⑪ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。 ・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照) ・ 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。 |
| | <p>⑫ 人数及び収容人数の割合を遵守するとともに、お客様間の対人距離を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 演者の発声を伴う場合には、前方席の使用を控える等、演者と客席の対面距離を確保してください。 |
| | <p>⑬ ロビーや休憩スペースにおいて、対面での飲食や会話を回避するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対人距離を確保するよう、施設内の掲示や館内放送等により促すようにしてください。 ・ 公演前後、休憩中の大声での会話も控えるよう呼び掛けてください。 ・ 常時換気に努めるとともに、テーブル、椅子等の消毒を定期的に行ってください。 |
| | <p>⑭ 滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくす工夫をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入待ち、出待ちを含む出演者、来場者等、関係者の接触(面談、握手等)は控えるよう周知してください。 ・ 花、手紙、差し入れ等については、辞退するよう周知してください。 |
| | <p>⑮ 万が一感染が発生した場合に備え、可能な範囲で、入場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努めてください。なお、個人情報の取り扱いには、十分注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者名簿の作成や、接触確認アプリ(COCoA)、LINEによる「新潟県新型コロナお知らせシステム」などを活用して、参加者の把握に努めてください。 ・ 上記の情報は、入場者の中から感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。 |
| | <p>⑯ 楽屋において、飲食物の提供は、可能な限り控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒する等、特段の対応を行い、対応が難しい場合は使い捨ての皿やコップを使用してください。 |

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|--|
| | <p>⑰ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者が複数となる場合は、使用のつど、拭き取り消毒をする等、事前に対応策を周知してください。 ・ リハーサルや仕込み、撤去等においても、十分な感染防止措置を講じるようにしてください。 |
| | <p>⑱ 公演中やリハーサル中などに、体調不良者が発生した場合は、速やかに帰宅するか、医療機関を受診するよう促すなど、できるだけ、その場に滞在しないようにしてください。</p> |
| | <p>⑲ 気温の下がる冬場は、定期的な窓開け換気(※)などが疎かになり、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクが高まります。別添資料4「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を参考にして、十分な換気を行ってください。</p> <p>※印:定期的な窓開け換気:30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する</p> |

〈舞台上での配置について〉

| |
|--|
| <p>発声や演奏に伴い飛沫が発生する場合には、その向きや距離を意識していれば、必ずしもマスクを着用しなくてもよいものではありません。飛沫が発生する合唱(カラオケを含む)や吹奏楽(管楽器)、演劇等については、以下の点に十分に配慮して、実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対面での発声や演奏は避け、原則一列で一方向を向いて行い、やむを得ず、列を複数つくる場合には、市松模様状に編成するなど、前後の距離に注意してください。 ・ 演者間の対人距離は、飛沫が飛び散る方向に1.5m程度(合唱は最低1.2m以上、トランペット・トロンボーンは可能な限り2m)、左右は密が発生しない程度を確保してください。 ・ 指導者や指揮者は、対面する演者との距離は2m確保してください。やむを得ず、2mの確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用やアクリル板の設置などの対策を講じてください。 |
|--|

〈ライブハウス等〉

上記に加えて、以下の点について留意してください。

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|--|
| | <p>① 空調設備の稼働等による適切な空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開ける等、会場内の換気を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に、十分な換気ができるか確認してください。不明な場合は、「相談窓口」(3 ページ参照)にお問い合わせください。 ・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン(別添資料3)等を参考にしてください。 |
| | <p>② 公演中の来場者同士の接触は控えるよう周知してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにしてください。 ・ 場内における会話、大声による発声を控えるよう促してください。 ・ 要請するルールやマナーを遵守できない来場者へは退場を促してください。また、事前にその旨を周知してください。 |
| | <p>③ 楽屋を含め、飲食物の提供は、可能な限り控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手や口が触れる皿やコップについては、適切に洗浄消毒する等、特段の対応を行い、対応が難しい場合は使い捨ての皿やコップを使用してください。 ・ 提供する場合は、個人提供用のペットボトルの飲み物のみの提供を検討してください。 ・ 過度な飲酒及び飲酒を伴った来場には、注意喚起をしてください。 |

Ⅱ. 文化芸術団体の練習、稽古

(1) 【対象】文化芸術団体の構成員、参加者

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|---|
| | ① 感染症予防対策を実施している施設を利用してください。 ・ 各種施設の感染症予防対策や使用する部屋の適正な利用者数を確認し、遵守してください。 |
| | ② 使用する部屋の換気ができる設備、環境を確認してください。 ・ 空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開ける等、利用する部屋の換気を徹底してください。 ・ 常時換気ができない場合は定期的な休憩、換気を行ってください。 ・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン（別添資料3）等を参考にしてください。 ・ 特に汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動（コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む）については、適切な空調換気があるか確認してください。 ・ 気温の下がる冬場は、定期的な窓開け換気（※）などが疎かになり、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクが高まります。別添資料4「寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント」を参考にし、十分な換気を行ってください。 ※印：定期的な窓開け換気：30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する |
| | ③ 毎日の検温等により体調管理を徹底してください。 ・ 発熱や、以下の症状があった場合、参加をやめてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 |
| | ④ 練習中はマスクを着用し、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等により、こまめな手洗い、消毒をしてください。 ・ こまめなマスクの交換、洗浄をしてください。 |
| | ⑤ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。 ・ 上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。休憩中の会話にも気をつけてください。 |

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|--|
| | <p>⑥ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。 ・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料2または厚生労働省ホームページを参照) ・ 拭き取り掃除は、ウェットティッシュやウェットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。 |
| | <p>⑦ 十分な練習場所、座席の間隔を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、前後左右を空けた席の配置などの措置をしてください。 ・ 特に、飛沫が発生する合唱(カラオケを含む)や吹奏楽(管楽器)については、対面での発声や演奏は避け、原則一列で一方向を向いて行い、やむを得ず列を複数つくる場合には市松模様状に編成するなど、前後の距離に注意してください。 ・ 演者間の対人距離は、飛沫が飛び散る方向に1.5m程度(合唱は最低1.2m以上、トランペット・トロンボーンは可能な限り2m)、左右は密が発生しない程度を確保してください。 ・ 指導者や指揮者は、対面する演者との距離は2m確保してください。やむを得ず、2mの確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用やアクリル板の設置などの対策を講じてください。 |
| | <p>⑧ 会場設営、撤収は、最小限の人数で行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め時間と人数を設定し、密にならないようにしてください。 |
| | <p>⑨ 楽器、道具、筆記用具等の物品の貸し借りは原則禁止してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どうしても共用が必要な場合は、使用のつど、清掃、消毒を行ってください。 ・ 特に、楽器、マイクの共用はできるだけ避け、やむを得ず共通して触れるものについては、活動前後に拭き取り消毒を行ってください。 ・ 更衣室内での物品(稽古着、楽器、タオル等)の貸し借りに関する注意を促してください。家族間であっても、貸し借りには注意してください。 |
| | <p>⑩ プリント、楽譜等は配布者を限定するか、配架したものを各自受け取る等の工夫をし、不特定多数が触れることを避けるように注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者間の受け渡し、貸し借りは禁止してください。 |
| | <p>⑪ 椅子、ピアノ、譜面台などの備品の清掃、消毒をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用備品が十分に消毒されているか確認してください。 ・ 複数人数で利用する場合、使用のつど、清掃、消毒をしてください。 |
| | <p>⑫ 会費等、現金の受け渡しがある場合は、振込等による支払いを検討してください。</p> |

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|---|
| | ⑬ 利用施設での飲食は控えてください。 |
| | ⑭ 使用済みのマスク、ティッシュ等、鼻水、唾液等が付いたごみは持ち帰ってください。 |
| | <p>⑮ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意し、構成員、参加者等の名簿を適正に収集してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の情報は、感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。 |

Ⅲ. 各種教室、スタジオ等(音楽教室、囲碁・将棋教室、生け花・茶道・書道・絵画教室等)

(1) 【対象】各種教室、スタジオ等を運営されている方

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|--|
| | <p>① 毎日の検温などにより体調管理を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱（平熱より 0.5 度以上高い熱）や、以下の症状があった場合、自宅待機をしてください。 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐 |
| | <p>② 参加者(生徒)を含め、勤務中のマスクの着用を義務化し、徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こまめなマスクの交換、洗浄を促してください。 |
| | <p>③ 入口及び施設内に手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等)を設置し、こまめな手洗い、消毒をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消毒液は、不足が生じないように十分な量を確保し、補充を行ってください。 |
| | <p>④ 対人距離を確保するとともに、互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記はマスク着用を前提としています。対面での大声の会話は避けてください。 |
| | <p>⑤ 不特定多数が触れやすい場所や共用物を確認、チェックリストを作成し、定期的な消毒、拭き取り清掃を実施してください。床の拭き取り清掃も行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数が触れやすい場所や共用物とは、ドアノブ、階段等の手すり、電源スイッチ、エレベーターのボタン、トイレレバー、マイク、ノートパソコンのマウスやキーボード、タブレット端末等があります。各施設で必ず確認してください。 ・ 消毒液は、当該場所に最適なものを用いてください。(消毒・除菌方法については、別添資料 2 または厚生労働省ホームページを参照) ・ 拭き取り掃除は、ウエットティッシュやウエットタオル、中性洗剤を含んだ布等で行ってください。特に、汗や飛沫が飛び散る身体的活動、発声、演奏を伴う活動(コンサート、演劇、カラオケ、吹奏楽なども含む)については、活動後に、床の拭き取り掃除を行う等、注意が必要です。 |

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|--|
| | <p>⑥ 十分な座席、練習場所の間隔を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、前後左右を空けた席の配置などの措置をしてください。 ・ 特に、飛沫が発生する合唱（カラオケを含む）や吹奏楽（管楽器）については、対面での発声や演奏は避け、原則一列で一方向を向いて行い、やむを得ず、列を複数つくる場合には、市松模様状に編成するなど、前後の距離に注意してください。 ・ 演者間の対人距離は、飛沫が飛び散る方向に 1.5m 程度（合唱は最低 1.2m 以上、トランペット・トロンボーンは可能な限り 2m）、左右は密が発生しない程度を確保してください。 ・ 指導者や指揮者は、対面する演者との距離は 2m 確保してください。やむを得ず、2m の確保が困難な場合は、フェイスシールドの着用やアクリル板の設置などの対策を講じてください。 |
| | <p>⑦ 楽器、道具、筆記用具等の物品の貸し借りは禁止してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どうしても共用が必要な場合は、使用のつど、清掃、消毒を行ってください。 ・ 特に、楽器、マイクの共用はできるだけ避け、やむを得ず共通して触れるものについては、活動前後に拭き取り消毒を行ってください。 |
| | <p>⑧ プrint、楽譜等は配布者を限定するか、配架したものを各自受け取る等の工夫をし、不特定多数が触れることを避けるように注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒間の受け渡し、貸し借りは禁止してください。 |
| | <p>⑨ 空調設備の稼働等の適切な空調換気を行うとともに、複数の窓、ドア等を同時に開けるなど、教室内の換気を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に、十分な換気ができるか確認してください。不明な場合は、「相談窓口」（3 ページ参照）にお問い合わせください。 ・ 換気方法については、厚生労働省のガイドライン（別添資料 3）などを参考にしてください。 ・ 気温の下がる冬場は、定期的な窓開け換気（※）などが疎かになり、新型コロナウイルスの感染拡大のリスクが高まります。別添資料 4「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を参考にし、十分な換気を行ってください。 ※印：定期的な窓開け換気：30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する |
| | <p>⑩ 更衣室を使用する場合には定員を設け、入室人数を制限してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更衣室内での物品（稽古着、楽器、タオル等）の貸し借りに関する注意を促してください。家族間であっても、貸し借りには注意が必要です。 |
| | <p>⑫ 鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する人はマスクや手袋を着用してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビニール袋、マスク、手袋は、不足が生じないよう十分な量を確保し、補充を行ってください。 ・ 使用済みのマスク、ティッシュ等は持ち帰っていただくようにしてください。 |

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|---|
| | <p>⑬ できるだけ、オンライン授業、自宅学習、少人数授業等を導入し、接触機会の削減を検討してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習等はグループ分け等により少人数で実施できるよう工夫してください。 ・ 宿題等の活用により短時間の稽古を促進してください。 ・ 本市では、オンライン授業の導入への支援を予定しています。希望される方は、「相談窓口」(3 ページ参照)にお問い合わせください。 |
| | <p>⑭ 分散しての来訪を促してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (可能であれば) 完全予約制とし、来室者が集中しないようにしてください。 ・ 同伴する保護者の教室への入室の制限も検討してください。(待合室の設置は感染リスクを高める危険がありますので、控えてください。) |
| | <p>⑮ 月謝等、現金の受け渡しがある場合は、振込等による支払いを検討してください。</p> |
| | <p>⑯ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意し、生徒等の名簿を適正に収集してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の情報は、感染者が発生した場合等、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される可能性があることを事前に周知してください。 |
| | <p>⑰ トイレで汚物を流すときは、トイレの蓋を閉めて流すよう、掲示物等で注意を促してください。ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止し、ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備してください。</p> |

〈舞踊(バレエ教室、ダンススタジオ等)〉

上記に加えて、以下の点について留意してください。

| チェック | 留意すべき事項 |
|------|---|
| | <p>① 水筒、ペットボトル等を用意して頻繁に水分を補給するよう促してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏場は、換気を行うと室温が上昇するので、熱中症への対策にも留意してください。 |
| | <p>② 友人間や家族間での稽古着、シューズ、タオル類の貸し借りは行わないように促してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に更衣室内での貸し借りに注意を促してください。 |
| | <p>③ 十分な座席、練習場所の間隔を確保してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バー・レッスンの位置取りに注意し、1mの間隔をあけてください。また、向かい合わせでのバーの使用は極力避けてください。 ・ 約2mの十分な間隔をあけていれば、マスクを外すことも可能です。 ・ センター・レッスンでは、順番待ちの生徒が密にならないよう間隔をあけて待機するよう指導してください。 |

〈参考資料〉

| | |
|-------------------------------------|--|
| 国 | <p>『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）</p> <p>『11月末までの催物の開催制限等について』（令和2年9月11日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡）</p> <p>『来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について』（令和2年11月12日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡）</p> <p>『基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について』（令和3年2月26日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡）</p> <p>『特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項等について』（令和3年4月27日付、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡）</p> |
| 新潟県 | 『新型コロナウイルスのまん延防止に向けた協力のお願い』（令和2年5月15日施行（令和2年5月27日改訂）） |
| 公益社団法人全国公立文化施設協会 | 『劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』（令和2年5月14日（令和2年9月18日改定版）） |
| クラシック音楽公演運営推進協議会 | 『クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』（令和2年12月1日改訂） |
| 公益社団法人日本バレエ協会 | 『バレエ教室に於ける感染拡大防止のガイドライン』（令和2年5月29日（令和2年6月8日改訂）） |
| 一般社団法人ライブハウスコミッション、NPO法人日本ライブハウス協会他 | 『ライブホール、ライブハウスにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』（令和2年9月25日改訂） |
| 一般社団法人日本合唱連盟 | 『合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン』（第2版令和2年11月26日策定） |

本ガイドラインに関する問い合わせ

- 新潟市文化スポーツ部文化政策課
TEL025-226-2560 午前8時30分～午後5時30分（平日）
- アーツカウンシル新潟（公益財団法人新潟市芸術文化振興財団）
TEL025-378-4690 午前9時～午後5時15分（平日）

新型コロナウイルス感染症に関する相談・問い合わせ

- 新潟市保健所感染症対策室
TEL025-212-8194 午前8時30分～午後5時30分（平日）

市内事業者のみなさまへ

従業員が新型コロナウイルス感染症にかかったら**事業者の対応について、ポイントをまとめました。**

(実際の対応については、新潟市保健所、医療機関などの指示に従ってください。)

①従業員の健康状態を常に確認し、以下に該当があれば自宅待機させてください**②従業員はかかりつけ医に必ず電話でご相談を**

- ・発熱などの風邪症状がある。発熱がなくても体調不良の兆候が見られる。
- ・基礎疾患（持病）をお持ちで症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方も同様に、まずは、かかりつけ医に電話で相談するよう伝えてください。

※従業員の感染が発覚

③従業員の感染を確認した事業者は

- ・感染が確認された従業員は、感染症法に基づき医療機関に入院し、治療に専念します。事業者は、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう十分留意してください。
- ・感染が確認された従業員から聞き取り後、保健所から事業者へ連絡をします。
- ・事業者は保健所の指導に従い、濃厚接触者の自宅待機をはじめ適切な措置を行ってください。
- ・感染者の行動範囲を踏まえ、保健所の指導に基づき、事業所での感染者の執務エリア（机・椅子・パソコン・ドアノブ・トイレ・電気のスイッチなど）の消毒を行ってください。
※消毒などの費用は事業者の負担となります。

④従業員が濃厚接触者となった場合は

- ・保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指導に従い感染防止の措置を講じてください。濃厚接触者は、自宅待機による14日間の健康観察が求められます。
- ・保健所の指導に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則などに基づいた対応を行ってください。

⑤事業所の事業再開へ

- ・事業所等の消毒を行った後は、事業を再開して差支えありません。
- ・日ごろから、従業員一人一人が健康観察を行い、感染対策を徹底してください。

※新型コロナウイルス予防のためには、手洗い、咳エチケット、換気が重要です。

新型コロナウイルス感染症についての相談はこちらへ

新潟市保健所感染症対策室 ☎ 025-212-8194 (8時30分～17時30分, 平日)

作成：新潟市経済社会再興サポートチーム (事務局) 新潟市政策企画部

新型コロナウイルス感染症対策



消費者庁
Consumer Affairs Agency



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



消毒や除菌効果をつたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。

➤ チェックポイント

使用方法 有効成分 濃度 使用期限

※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いをすることで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を

使用する必要はありません。



② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。

塩素系漂白剤等の詳しい情報はこちらから！

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf



家庭用洗剤等の詳しい情報はこちらから！

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200522009/20200522009-1.pdf>



③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。



注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をつたう商品を空間噴霧することは、おすすめしていません。



～ 商業施設等の管理権原者の皆さまへ ～

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解（令和2年3月9日及び3月19日公表）では、集団感染が確認された場所で共通する3条件が示されています。新型コロナウイルス感染症厚生労働省対策本部では、この見解を踏まえ、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」を改善するため、多数の人が利用する商業施設等においてどのような換気を行えば良いのかについて、有識者の意見を聴取しつつ、文献、国際機関の基準、国内法令基準等を考察し、推奨される換気の方法をまとめました。

専門家検討会の見解（抄）

クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- ① **換気を励行する**：換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- ② **人の密度を下げる**：人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ③ **近距離での会話や発声、高唱を避ける**：大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）。共有物の適正な管理又は消毒の徹底等。

推奨される換気の方法

ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30m³）を満たすことになり、「換気が悪い空間」には当てはまらないと考えられます。このため、以下のいずれかの措置を講ずることを商業施設等の管理権原者に推奨いたします。

なお、「換気の悪い密閉空間」はリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるといふことまで文献等で明らかになっているわけではないことに留意していただく必要があります。

① 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m³）が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、一部屋あたりの在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

| 項目 | 基準 |
|--------------|---|
| ア 浮遊粉じんの量 | 0.15 mg/m ³ 以下 |
| イ 一酸化炭素の含有率 | 100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下 |
| ウ 二酸化炭素の含有率 | 100万分の1000以下(=1000 ppm以下) |
| エ 温度 | 1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。 |
| オ 相対湿度 | 40%以上70%以下 |
| カ 気流 | 0.5 m/秒以下 |
| キ ホルムアルデヒドの量 | 0.1 mg/m ³ 以下(=0.08 ppm以下) |

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアカらウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

換気に当たっての留意点

① 特定建築物に該当する場合

- 特定建築物※¹に該当する商業施設等の管理権原者は、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物を維持管理しなければなりません。
- 基準を満たしていない場合※²は、建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重して適切な是正措置を講じ、当該建築物が基準を満たすように維持管理しなければなりません。

※¹ ビル管理法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000m²以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。

※² 近年、二酸化炭素の含有率の基準を満たしていない特定建築物が多数報告されています。改めて換気設備の点検を行うなど、適切な維持管理を行ってください。

② 特定建築物に該当しない場合

- 特定建築物に該当しない商業施設等の管理権原者についても、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準に従って当該建築物の維持管理するように努めなければならないとされています。
- これを踏まえ、機械換気による場合、換気設備を設計した者や換気の専門業者に依頼し、換気量がどの程度あるかを確認し、一人あたりの必要換気量が確保できるよう、部屋の内部の利用者数の上限を把握するよう努めなければなりません。

寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)

- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を

(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)

- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で

常時窓開け (窓を少し開け、室温は18℃以上を目安!)

また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる

(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)

- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下(*)を維持

*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿 (湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面 1： 飲酒を伴う懇親会
- 場面 2： 大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面 3： マスクなしでの会話
- 場面 4： 狭い空間での共同生活
- 場面 5： 居場所の切り替わり

